別表第四中国連開発計画の項を次のように改める。

国連開発計画	一　国連開発計画
	二
	三
	四　United Nations Development Programme
	五　Programme des Nations Unies pour le développement
	六　Programa de las Naciones Unidas para el Desarrollo
	七　برنامج الأمم المتحدة الإنمائي
	八　联合国发展计划署
	九　ПРОГРАММА РАЗВИТИЯ ОРГАНИЗАЦИИ ОБЪЕДИНЕННЫХ НАЦИЙ
	十　UNDP
	十一　PNUD
	十二　ПРООН

附　則

この省令は、平成二十五年三月二十五日から施行する。

告　示

○総務省告示第六十三号

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第二十七号）別表第一号一(3)の規定に基づき、平成十六年総務省告示第八十八号（特性試験の試験方法を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年二月二十五日　　総務大臣　新藤　義孝

第一項の表中百二十一の項を百二十二の項とし、百十三の項から百二十の項までを一項ずつ繰り下げ、百十二の項の次に次のように加える。

百十三　証明規則第二条第一項第四十七号の二に掲げる無線設備	別表第八十三

第一項の表に次のように加える。

百二十三　証明規則第二条第一項第六十一号に掲げる無線設備	別表第八十四
百二十四　証明規則第二条第一項第六十二号に掲げる無線設備	別表第八十四

別表第十一を次のように改める。

別表第十一　証明規則第２条第１項第２号に掲げる無線設備の試験方法

一　一般事項（共通）

1　試験場所の環境

⑴　技術基準適合証明における特性試験の場合

室内の温湿度は、ＪＩＳ　Ｚ 8703による常温及び常湿（以下この別表において同じ。）の範囲内とする。

⑵　その他の場合

⑴の環境による試験に加え、周波数の偏差については振動試験及び温湿度試験を行う。詳細は各試験項目を参照。

2　電源電圧

⑴　技術基準適合証明における特性試験の場合

外部電源からの試験機器への入力電圧は、定格電圧とする。

⑵　その他の場合

外部電源からの試験機器への入力電圧は、定格電圧及び定格電圧±10%とする。ただし、次に掲げる場合は、それぞれ次のとおりとする。

ア　外部電源から試験機器への入力電圧が±10%変動したときにおける試験機器の無線部（電源を除く。）の回路への入力電圧の変動が±１%以下であることが確認できた場合は、定格電圧のみで測定する。